

# 令和2年度第1回肝属保健医療圏 地域医療構想調整会議 資料

○ 肝属保健医療圏地域医療構想調整会議委員名簿	1
○ 肝属保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱	2
○ 肝属保健医療圏地域医療構想調整会議の開催状況	4
<b>1 報告事項</b>	
(1) 令和元年度病床機能報告集計結果（速報値）について	8
<b>2 協議事項</b>	
(1) 第7期医療計画（中間見直し）及び第8期介護保険事業（支援） 計画の整合性の確保について	資料1 資料1-2 資料2
(2) 病床機能再編支援事業に係る事業計画について	資料3
(3) その他	

## 参考資料

(1) 地域医療構想について

(2) 国の通知等

① 具体的対応方針の再検証等の期限について（令和2年8月31日付医政発0831第3号厚生労働省医政局長通知）

② 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方（令和2年12月・医療計画の見直し等に関する検討会）

## 肝属保健医療圏地域医療構想調整会議委員名簿

委嘱期間：令和3年1月16日～令和5年1月15日

区 分	所 属	職 名	氏 名
郡 市 医 師 会	鹿屋市医師会	会長	小倉 修
	肝属郡医師会	会長	池田 誠
	肝属東部医師会	会長	山内 慎介
市 郡 歯 科 医 師 会	鹿屋市歯科医師会	会長	鬼ヶ原 真人
地 区 薬 剤 師 会	鹿屋市薬剤師会	会長	田中 宏之
地 区 看 護 協 会	鹿児島県看護協会	大隅地区長	神園 瑞代
市 町 長	鹿屋市	市長	中西 茂
	垂水市	市長	尾脇 雅弥
	東串良町	町長	宮原 順
	錦江町	町長	木場 一昭
	南大隅町	町長	森田 俊彦
	肝付町	町長	永野 和行
代表性を考慮した病院・診療所、主な疾病に 関する学識経験者	桜ヶ丘病院	院長	楯林 義寛
	池田病院	院長	池田 大輔
	肝属郡医師会立病院	院長	濱畑 和人
	垂水市立医療センター 垂水中央病院	院長	竹中 俊宏
	大隅鹿屋病院	院長	中山 義博
介 護 保 険 事 業 者			調整中
医 療 保 険 者	鹿児島県保険者協議会	全国健康保険協会 鹿児島支部	新垣 和彦
県 立 病 院	県民健康プラザ 鹿屋医療センター	院長	原口 優清
地 域 振 興 局	大隅地域振興局 保健福祉環境部	保健福祉環境部長	井上 毅
		鹿屋保健所長(兼) 志布志保健所長	阿邊山 和浩

## 肝属保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号，以下「法」という。）第30条の14の規定に基づき，鹿児島県地域医療構想（以下「構想」という。）において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の構想の達成を推進するために必要な協議を行うため，肝属保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 調整会議は，前条の目的を達成するために，次の事項について検討する。

- (1) 肝属保健医療圏における地域医療構想に関する事項
- (2) その他必要な事項

### (組織)

第3条 調整会議は，委員23人以内で組織する。

- 2 委員は，法第30条の14に掲げる者その他の関係者のうちから大隅地域振興局長が委嘱又は任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は，2年とする。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は，辞任又は任期満了後においても，後任者が就任するまでは，その職務を行うものとする。
- 4 委員は，再任を妨げない。

### (議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長1人及び副議長1人を置き，委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は，会務を総理し，調整会議を代表する。
- 3 副議長は，議長を補佐し，議長に事故あるとき，又は議長が欠けたときは，その職務を代理する。

### (調整会議)

第6条 調整会議は，議長が招集する。

- 2 調整会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は，調整会議の議事を整理する。

### (専門部会)

第7条 調整会議に，専門的な事項について調査研究するため，必要な専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は，議長がこれを招集する。
- 3 第4条，第5条及び第6条第2項から第3項までの規定は，専門部会について準用する。この場合において，これらの規定中「調整会議」とあるのは「専門部会」

と、「委員」とあるのは「部会員」と、「議長」とあるのは「部会長」と、「副議長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

4 専門部会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(委員等の代理出席)

第8条 委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、そのものが指定し、これを議長又は部会長が承諾した者について、代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第9条 調整会議又は専門部会において必要があると認めるときは、議長又は部会長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び旅費)

第10条 委員及び部会員（代理出席者を含む。）並びに前条の規定により出席した者には、「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、大隅地域振興局保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から実施する。

## 曾於・肝属保健医療圏地域医療構想調整会議の開催状況

年度	通算開催回	開催日・場所		会議名	内容等
		曾於保健医療圏	肝属保健医療圏		
H28	第1回	平成29年2月8日(水) 18時～19時40分 大隅地域振興局		第1回調整会議 (合同会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事事項 (1)議長及び副議長選出</li> <li>・報告事項 (1)県地域医療構想の概要について (2)曾於保健医療圏及び肝属保健医療圏の現状等について</li> <li>・検討事項 (1)地域医療構想調整会議の進め方について (2)平成29年度調整会議スケジュール(案)について</li> </ul>
	第2回	平成29年6月29日 (木) 18時～19時05分 曾於医師会立病院	平成29年7月11日 (水) 18時～18時45分 大隅地域振興局	平成29年度第1回 調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明及び意見交換 (1)地域医療構想の推進に係る現状報告 (2)地域医療構想推進に向けた今後の取組について</li> <li>・その他 (1)地域医療介護総合確保基金について (2)医療法第7条第5項等に関する許可申請等について</li> </ul>
H29	臨時	平成29年6月29日 (木) 19時10分～20時20分 曾於医師会立病院	/	臨時会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明 特例診療所設置について</li> <li>・意見交換</li> </ul>
	第3回	平成30年1月16日(火) 18時～20時30分 鹿屋市役所		平成29年度第2回 調整会議(合同会 議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議事項 (1)医療計画と介護保険事業計画の整合性の確保について (2)病院の開設等に対し調整会議への出席を求める際の基準 について (3)「新公立病院改革プラン」及び「公的医療機関等2025プラン」について (4)専門部会の設置について</li> <li>・その他 地域医療介護総合確保金について</li> </ul>
	専門部会	平成30年2月28日 (水) 19時～20時30分 曾於医師会立病院	平成30年4月27日 (金) 19時～20時50分 鹿屋市医師会館	第1回医療関係者 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事・説明 (1)専門部会の設置について (2)県地域医療構想について (3)これまでの調整会議の開催状況について (4)曾於・肝属保健医療圏の現状及び課題について</li> </ul>
H30	第4回	平成30年7月26日 (木) 18時～19時45分 曾於医師会立病院	平成30年8月8日	平成30年度第1回 調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告及び説明事項 (1)医療関係者専門部会開催報告 (2)平成29年度病床機能報告集計結果(速報値) (3)地域医療介護総合確保基金</li> <li>・協議事項 (1)今年度の調整会議の進め方 (2)病院の開設等に対し調整会議への出席を求める際の基準 (3)1年以上の非稼働病棟を有する医療機関</li> </ul>
	臨時	平成30年10月30日 (火) 18時～18時30分 曾於医師会立病院	/	平成30年度臨時 会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議事項 (1)地域医療介護総合確保基金事業補助金について (2)地域医療介護総合確保基金事業補助金の事業計画につ いて</li> </ul>
	第5回	平成31年2月27日 (水) 18時～19時15分 曾於医師会立病院	平成31年2月25日 (月) 18時～19時20分 大隅地域振興局	平成30年度第2回 調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告 (1)県地域医療構想調整会議(第1回)開催結果</li> <li>・協議 (1)すべての有床医療機関の「2025年に向けた計画」の取扱い (2)1年以上の非稼働病棟の取扱い</li> </ul>

## 曾於・肝属保健医療圏地域医療構想調整会議の開催状況

年度	通算開催回	開催日・場所		会議名	内容等
		曾於保健医療圏	肝属保健医療圏		
R1	第6回	令和元年7月10日(水) 18時～19時50分 鹿屋市中央公民館		令和元年度第1回調整会議(合同会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告 (1)平成30年度病床機能報告集計結果(速報値)</li> <li>・協議 (1)公立病院及び公的医療機関等2025プラン対象医療機関の2025年に向けた具体的対応方針について</li> <li>(2)今年度の調整会議の進め方について</li> </ul>
	専門部会	/		令和元年度第1回外来医療専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議 (1)部会長選出</li> <li>(2)外来医療計画について</li> <li>(3)外来医療計画検討内容報告書(案)について</li> </ul>
	第7回	令和元年11月14日(木) 18時～19時36分 曾於医師会立病院	令和元年11月21日(木) 18時～19時47分 大隅地域振興局	令和元年度第2回調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告 (1)定量的基準について</li> <li>(2)公立病院・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証の要請等について</li> <li>・協議 (1)公立・公的医療機関等以外のその他の医療機関の具体的対応方針の協議の進め方について</li> <li>(2)外来医療計画について</li> </ul>
	専門部会	令和2年1月27日(月) 18時30分～19時20分 曾於医師会立病院	令和2年1月30日(金) 18時30分～19時35分 大隅地域振興局	令和元年度医療関係者専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議 (1)部会長選出</li> <li>(2)公立病院及び公的医療機関等以外のその他の医療機関の具体的対応方針の協議の進め方について</li> </ul>
	第8回	令和2年2月21日(金) 18時～19時15分 曾於医師会立病院	令和2年2月20日(木) 18時～19時20分 大隅地域振興局	令和元年度第3回調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議 (1)公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について</li> <li>(2)公立・公的医療機関以外のその他の医療機関の具体的対応方針について</li> <li>(3)来年度の調整会議の進め方について</li> <li>・その他 (1)重点支援区域について</li> </ul>

# これまでの協議の経緯

## 1 調整会議における協議事項(H30.7.12付け県保健医療福祉課長通知等)

- (1) 地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画に係る事項
- (2) 病院の開設等の許可申請のうち、地域の医療提供体制に影響を与える申請に係る事項
- (3) 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定に係る事項
  - ・公立病院・公的医療機関等2025プラン対象医療機関(曾於1か所, 肝属4か所)
  - ・その他の医療機関
- (4) 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関に係る事項
- (5) 開設者を変更する医療機関に係る事項
- (6) 病床機能報告結果と「定量的基準」による仕分け結果を比較し定量的基準と異なる報告をした医療機関に係る事項
- (7) その他

## 2 病院の開設等の許可申請があった場合の対応について

曾於:平成30年度第1回調整会議(H30.7.26), 肝属:平成30年度第1回調整会議(H30.8.8)において決定

地域の医療提供体制に影響を与える申請内容(※)については、医療機関に対し、調整会議への出席と理由説明を求める。

※ 地域の医療提供体制に影響を与える申請内容とは

- (1) 地域医療支援病院の移転もしくは増床(注1)に伴う開設等許可申請
- (2) 政策医療(注2)を担う医療機関の移転もしくは増床(注1)に伴う開設等許可申請
- (3) 100床以上の病床を有する医療機関の移転もしくは増床(注1)に伴う開設等許可申請
- (4) 特例診療所の病床設置に伴う届
- (5) その他地域医療構想調整会議議長が必要と認めるもの(肝属保健医療圏)

注1)1割以上の増床に限る

注2)政策医療については、へき地医療拠点病院, 地域災害拠点病院, 地域周産期母子医療センターの指定を受けている医療機関

## 3 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定に係る事項について

### (1) 公立病院及び公的医療機関等2025プラン対象医療機関

- ①令和元年度第1回曾於・肝属調整会議(合同会議)(R2.7.10開催)において  
県民健康プラザ鹿屋医療センター, 垂水市立医療センター垂水中央病院, 肝付町立病院, 肝属郡医師会立病院, 曾於医師会立病院の具体的対応方針について合意
- ②令和2年1月16日付け厚生労働省医政局長通知及び令和2年2月6日付け県くらし保健福祉部長通知「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」により肝付町立病院に具体的対応方針の再検討の依頼がなされたことから, 令和元年度第3回肝属調整会議において, 肝付町立病院の具体的対応方針について再協議し合意

### (2) その他の医療機関

【曾於】病院7か所, 有床診療所9か所

- ①令和元年度第2回曾於調整会議(R1.11.14開催)において以下により協議を進めることを決定
  - ・専門部会において検討を行い, 部会における検討結果を調整会議へ報告する
  - ・病院, 有床診療所の順に協議を進める
- ②令和元年度第3回曾於調整会議(R2.2.21開催)において  
昭南病院, 大山病院, 財部中央病院, 財部記念病院, 高原病院, 中島病院の具体的対応方針について合意

【肝属】病院14か所, 有床診療所29か所(R1.11月現在)

- ①令和元年度第2回肝属調整会議(R1.11.21開催)において以下により協議を進めることを決定
  - ・専門部会において検討を行い, 部会における検討結果を調整会議へ報告する
  - ・病院, 有床診療所の順に協議を進める
- ②令和元年度第3回肝属調整会議(R2.2.20開催)において  
病院のうち病床機能の変更を予定している大隅鹿屋病院, 池田病院, 井ノ上病院, 福田病院, かのや東病院, 児玉上前共立病院の具体的対応方針について合意

## 4 地域医療介護総合確保基金事業補助金の申請に係る事業計画に係る事項

- ・平成30年度曾於調整会議(臨時会議)において協議  
昭南病院の事業計画(急性期から回復期への転換に伴う設備整備費)について





1 報告事項  
 (1) 令和元年度病床機能報告集計結果 (速報値)

病床機能報告集計結果(速報値)と地域医療構想の比較

区分	病床機能報告集計結果		地域医療構想の 病床数 (R7・2025年) ③	病床機能報告集計結果と 構想の比較	
	R1(速報値)			対 R1 (③-①)	対 2025年の 予定 (③-②)
	R1.7.1時点の 医療機能①	R7.7.1時点の 医療機能の予定 ②			
曾於保健医療圏	高度急性期	0	0	17	17
	急性期	344	309	125	△ 219
	回復期	70	124	249	179
	慢性期	425	363	273	△ 152
	休棟中(再開予定)	-	-	-	-
	休棟中(廃止予定)	142	-	-	-
	休棟予定	-	0	-	-
	廃止予定	-	142	-	-
	介護保険施設等	-	43	-	-
	計	981	796	664	△ 317
肝属保健医療圏	高度急性期	48	48	114	66
	急性期	1,138	1,099	450	△ 688
	回復期	389	434	570	181
	慢性期	630	491	596	△ 34
	休棟中(再開予定)	105	-	-	-
	休棟中(廃止予定)	19	-	-	-
	休棟予定	-	81	-	-
	廃止予定	-	57	-	-
	介護保険施設等	-	119	-	-
	計	2,329	2,153	1,730	△ 599

【備考】

- 1 曾於保健医療圏の病院及び有床診療所数(精神科医療機関を除く): 17か所      うち集計対象医療機関: 16か所  
 2 肝属保健医療圏の病院及び有床診療所数(精神科医療機関を除く): 46か所      うち集計対象医療機関: 45か所  
 3 肝属保健医療圏の国立療養所星塚敬愛園480床は集計対象から除外

【参考】

1. 病床機能報告制度とは  
 医療法第30条の13に基づいて実施される制度
2. 報告対象  
 7月1日時点で一般病床・療養病床を有する病院及び診療所が対象
3. 調査方法等  
 各医療機関が、毎年、病棟単位で、医療機能を4つの機能(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)の中から自ら1つ選択して報告する

